

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和8年第2回定例会 | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和8年2月13日（金） | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和8年2月20日（金） | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委 員 数 | 4名 | |
| 1. 出 席 委 員 | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | 教育長
教育部長
教育委員会事務局参事
教育総務課長
学校給食センター所長兼管理係長
学校教育課長
学校教育課副参事兼管理主事
総合教育センター長兼管理係長
生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長
こども家庭課長兼こども家庭センター長 | 舟戸 宏一
鳥羽 久
出口 尚規
前田 悟
阿部 享
金光 孝裕
村井 浩志
岩城 一博
前田 嘉仁
向井 みゆき |
| 1. 傍 聴 人 | 0名 | |
| 1. 事 項 | | |

開 会 開会時間 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 2 番 坂中委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 3 号 志摩市立学校設置条例の一部改正について

日程第 4 議案第 4 号 志摩市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 5 議案第 5 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

日程第 6 議案第 6 号 志摩市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

日程第 7 議案第 7 号 志摩市立学校施設目的外使用規則の制定について

日程第 8 議案第 8 号 志摩市立中学校校内教育支援センター指導員の任用等に関する規則の制定について

日程第 9 議案第 9 号 志摩市立学校の管理に関する規則の一部改正について

日程第 10 議案第 10 号 志摩市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

日程第 11 議案第 11 号 志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正について

日程第 12 議案第 12 号 志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について

日程第 13 議案第 13 号 志摩市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱の一部改正について

日程第 14 議案第 14 号 志摩市立小中学校学習用タブレット端末等管理運用要綱の一部改正について

日程第 15 議案第 15 号 志摩市教育委員会教育長事務専決規程の一部改正について

日程第 16 議案第 16 号 志摩市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

日程第 17 議案第 17 号 学校施設等使用規程の廃止について

日程第 18 議案第 18 号 令和 7 年度 3 月補正予算（案）について

日程第 19 議案第 19 号 令和 8 年度当初予算（案）について

日程第 20 議案第 20 号 令和 8 年度県費負担教職員（管理職）の人事異動内申について

日程第 21 報告第 5 号 志摩市通学路安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について

日程第 22 報告第 6 号 令和 7 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

日程第 23 報告第 7 号 「志摩半島の生産用具 附 真珠養殖関連資料」の国指定について

日程第 24 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 11 時 50 分

教育長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和８年第２回定例教育委員会を開会いたします。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第１	会議録署名委員の指名
教育長	日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は２番坂中委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	お願いします。
日程第２	教育長報告
教育長	日程第２、教育長報告についてはお手元に配付のとおりでございます。教育長報告について質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、次に進みます。
日程第３	議案第３号 志摩市立学校設置条例の一部改正について
教育長	日程第３、議案第３号 志摩市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第３号、志摩市立学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。資料は２ページからになります。４ページの新旧の対照表をご覧ください。改正の理由については、令和９年度に志摩市立浜島中学校が文岡中学校に統合されるために、志摩市立浜島中学校を廃止するものであります。改正の要点ですが、中学校の名称及び位置の一覧である別表第２から志摩市立浜島中学校の項を削除するものでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第３号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 3 号は可決されました。
日程第 4	議案第 4 号 志摩市教育委員会公印規則の一部改正について
教育長	日程第 4、議案第 4 号 志摩市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第 4 号、志摩市教育委員会公印規則の一部改正について説明させていただきます。資料は 6 ページからとなります。10 ページからの新旧対照表をご覧ください。改正の理由は参照例規名の修正と学校において公印を使用するにあたりまして、現在の実態に合わせるためのものです。令和 9 年度に志摩市立浜島中学校が文岡中学校に統合されることに伴いまして、教育委員会が管理する公印の個数を減らすためのものであります。 改正する規則の要点ですが、10 条第 1 項第 1 号の「志摩市公印取扱規則」を「志摩市公印規則」に修正します。それと、小学校長印、小学校印、中学校長印、中学校印、幼稚園長印、幼稚園印、以下学校印と言いますが、その使用について第 10 条を適用除外とする第 11 条に加えるものであります。学校印使用について別に定めるため、第 12 条を委任規定として加えるものでございます。別表の中学校印、中学校長印の個数を 6 個から 5 個に、一つずつ減らすものでございます。 以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 4 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 4 号は可決されました。
日程第 5	議案第 5 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
教育長	日程第 5、議案第 5 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。

事務局	資料は 12 ページからとなります。14 ページの新旧対照表をご覧ください。改正の理由ですが、当該規則において引用している規定の名称を現行のものに合わせるため、所要の改正を行うものであります。要点としては、規則第 3 条の専決事項の規定において引用しております規定の名称を「志摩市教育委員会教育長事務決裁規程」から「志摩市教育委員会事務決裁規程」に改めるものであります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 5 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 5 号は可決されました。
日程第 6	議案第 6 号 志摩市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
教育長	日程第 6、議案第 6 号 志摩市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。
事務局	資料は 15 ページからとなります。17 ページの新旧対照表をご覧ください。改正の理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条に規定されておりますとおり、平成 27 年度の改正以降、教育長の任命については市長の権限であるため、当規則に規定されている矛盾、教育長の任命が記載されていることを是正しまして、代わりに事務局職員が示す対象を教育委員会の事務局職員とするように明確に指定するための改正を行うものであります。 規則の要点ですが、規則第 2 条第 5 項の「教育長及び」を「教育委員会」に改めるものであります。 ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 6 号について承認される方は挙手をお願いします。

各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 6 号は可決されました。
日程第 7	議案第 7 号 志摩市立学校施設目的外使用規則の制定について
教育長	日程第 7、議案第 7 号 志摩市立学校施設目的外使用規則の制定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。よろしくお願いします。議案第 7 号、志摩市立学校施設目的外使用規則の制定について説明させていただきます。資料は 18 から 30 ページとなります。規定及び様式を改正したいところ現行の規定及び改正後の規定に対応する法形式として教育委員会訓令は適さないことから、この後説明いたします 68 から 69 ページに記載がございます第 17 号議案、現行の学校施設等使用規定を廃止し、志摩市立学校施設目的外使用規則を改正します。 理由としましては、現状の学校施設の使用申請と使用許可に関して、申請書兼許可不許可証のような一体の様式となっており申請日を記載する欄はありますが、許可、不許可日を記載する欄はありません。また申請を決裁後、その写しを申請者に交付する運用を行っているところですが、学校施設の使用許可は目的外使用の許可にあたり、行政処分であることから利益処分を行う場合などにおいて教示規定の記載や審査請求の起算日等を明示する必要があります。そのことから、29 ページ、30 ページを見ていただきますと、「教育委員会は、学校教育上の支障がないと認めるときは、校長の副申を得て、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために使用させることができる。」というように改正させていただきます。それに伴い、申請書等を改正させていただきます。 説明は以上となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	目的外使用の範囲についてですが、これからの部活動の地域移行に関する活動も含まれるのですか。
事務局	特に社会教育に関する部分を想定しておりますので、場合によってはそのような部分も含まれる可能性がございます。詳細については今後検討が必要になります。

委員	今はまだ大まかな範囲しか定まっていないということですか。
事務局	教育委員会や PTA の活動についても内容によっては目的外使用に該当する場合がありますし、該当しない場合もあります。
委員	わかりました。
教育長	個々のケースで判断していくということですか。
事務局	今までは学校長判断が多かったですが、それを教育委員会判断していくことになるという意味合いです。
教育長	他、いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 7 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 7 号は可決されました。
日程第 8	議案第 8 号 志摩市立中学校校内教育支援センター指導員の任用等に関する規則の制定について
教育長	日程第 8、議案第 8 号 志摩市立中学校校内教育支援センター指導員の任用等に関する規則の制定についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第 8 号、志摩市立中学校校内教育支援センター指導員の任用等に関する規則の制定についてご説明をいたします。資料は 31 ページから 34 ページとなります。規則を制定する理由としまして、不登校を未然に防止するとともに、不登校生徒の登校復帰を支援するため、不登校が兆候のある生徒及び不登校から学校に復帰する段階にある生徒が、中学校内で安心して学習し相談できるよう中学校内に設置する校内教育支援センターの指導員の任用に関して必要な事項を定めるものです。施行日等は令和 8 年 4 月 1 日からとなります。説明は以上となります。よろしくをお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。

委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	これは来年度から全校に配置するということですか。
事務局	文岡中学校での設置の計画を進めております。
委員	文岡中学校だけですか。
事務局	はい。
教育長	一番必要なところにまず置くということです。人員確保の都合もありますので、まず文岡にということになります。 他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 8 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 8 号は可決されました。
日程第 9	議案第 9 号 志摩市立学校の管理に関する規則の一部改正について
教育長	日程第 9、議案第 9 号 志摩市立学校の管理に関する規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第 9 号、志摩市立学校の管理に関する規則の一部改正について説明させていただきます。資料は 35 ページから 39 ページとなります。規則を改正する理由としましては、令和 9 年度に志摩市立浜島中学校を志摩市立文岡中学校に統合することに伴い、志摩市立浜島中学校にかかる規定、文言を削るものです。要点としましては、別表に記載する共同学校事務室を対象とする小中学校から浜島中学校を削ります。施行日は令和 9 年 4 月 1 日となります。説明は以上となります。よろしくをお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。

各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 9 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 9 号は可決されました。
日程第 10	議案第 10 号 志摩市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について
教育長	日程第 10、議案第 10 号 志摩市立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第 10 号、志摩市立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてご説明いたします。資料は 40 ページから 44 ページとなります。規則を改正する理由は令和 9 年度に志摩市立浜島中学校が志摩市立文岡中学校に統合されることに伴い、浜島中学校の区域を統合先の文岡中学校の通学区域に編入するための所要の改正を改正するもの。そして、大王小学校、志摩小学校、磯部小学校区について地区の表記ではなく町の表記に変更します。最後に鵜方小学校、東海小学校の通学区域のうち国府地区の一部については地理的条件により学区外許可を認めることができるため、削除します。 改正する規則の要点は 43 ページをご覧ください。別表第 1 について上記の大王中学校、志摩小学校、磯部小学校、鵜方小学校、東海小学校の理由を踏まえた通学区域の表記に変更させていただきます。 別表 2 につきましても中学校区も同じように浜島中学校の浜島町全域を文岡中学校の通学区域に加える表記、それから先ほどの小学校と同じように通学表記を記載変更させていただきます。 ご説明は以上となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 10 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 10 号は可決されました。
日程第 11	議案第 11 号 志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正について
教育長	日程第 11、議案第 11 号 志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 11 号、志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正についてご説明させていただきます。資料につきましては 45 ページからとなります。47 ページの新旧対照表に沿って説明させていただきます。学校給食の無償化については継続して実施していきますので、児童生徒からの給食費の徴収はございませんが、次の議案第 12 号で説明させていただく志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金及び、給食にかかる賄材料費の算定根拠となることから今日の物価高騰の影響を考慮するために令和 8 年 4 月分の給食費から額の改定を実施させていただきたく、上程させていただくものです。 改訂内容につきましては、一食あたり 40 円月額で 700 円を増額するものです。小学 1、2 年生は月額 4.4 千円から 5.1 千円に、日額では 260 円から 300 円に、小学 3、4 年生は月額 4.6 千円を 5.3 千円に、日額では 270 円を 310 円に、小学 5、6 年生は月額 4.8 千円を 5.5 千円に、日額では 280 円を 320 円に、中学生は月額 5.1 千円を 5.8 千円に、日額 290 円を 330 円に改めるものです。ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 11 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 11 号は可決されました。
日程第 12	議案第 12 号 志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について
教育長	日程第 12、議案第 12 号 志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。 事務局。

事務局	議案第 12 号、志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正についてご説明させていただきます。資料は 48 ページからになります。先ほど議案第 11 号でご承認をいただきました給食費の見直しに対応いたしまして、食物アレルギーをお持ちで給食の提供を受けていない児童生徒について給食費相当額を補助させていただいており、その補助額の改定を上程させていただくものです。 改定内容につきましてはこちらはすべて給食を食べない児童生徒が対象となりますが、小学 1、2 年生は「月額 4.4 千円を限度に一食 260 円」から「月額 5.1 千円を限度に一食 300 円」に、小学 3、4 年生は「月額 4.6 千円を限度に一食 270 円」から「月額 5.3 千円を限度に一食 310 円」に、小学 5、6 年生は「月額 4.8 千円を限度に一食 280 円」から「月額 5.5 千円を限度に一食 320 円」に、中学生は「月額 5.1 千円を限度に一食 290 円」から「月額 5.8 千円を限度に一食 330 円」に改めさせていただくものです。 以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	アレルギーを持っている子が給食を食べないので、これだけの金額をお返ししているということですか。
事務局	はい。補助金としてお返ししています。
委員	アレルギー対応の給食は作っていないということですか。
事務局	作っています。一人お弁当を持参している方がいたり、牛乳だけ飲めない子がいますので、そういった子については今までどおり補助させていただいております。
委員	わかりました。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 12 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 12 号は可決されました。
日程第 13	議案第 13 号 志摩市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱の一部改正について
教育長	日程第 13、議案第 13 号 志摩市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱の一部改正についてを議題とします。本案についてを事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 13 号、志摩市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱の一部改正についてを説明していきます。資料は 51 ページから 54 ページとなります。54 ページ、新旧対応表をご覧ください。磯部小学校の利用地区名等の坂崎第 1 学年から第 4 学年までが削除され、坂崎地区の児童全学年が対象となりました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 13 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 13 号は可決されました。
日程第 14	議案第 14 号 志摩市立小中学校学習用タブレット端末等管理運用要綱の一部改正について
教育長	日程第 14、議案第 14 号 志摩市立小中学校学習用タブレット端末等管理運用要綱の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 14 号志摩市立小中学校学習用タブレット端末等管理運用要綱の一部改正について概要を説明いたします。資料は 56 ページから 61 ページをご覧ください。本改正は、GIGA スクール構想における学習用タブレット端末の運用実態に合わせ、最新のデジタル環境に即した運用を行うため、通信環境の定義の明確化、貸与手続きの厳格化、費用負担の適正化等を図るために行うものです。主な改正内容は、58 ページから 61 ページの新旧対照表をご覧ください。 第 3 条および第 4 条につきまして、通信環境の不備に関する定義の具体化として、家庭の通信環境だけでなく、「通信容量の超過等によりモバイルデータ通信が利用

	できない状況」を明記して、柔軟な支援を可能にしていきます。 次に、貸与時の同意書の提出の義務化としまして、59 ページの第 6 条第 2 項に新規の規定を加えることで、保護者からタブレット利用に関する「同意書」を書面で提出いただくことを明確化し、適正な利用を推進するものであります。 次に 60 ページ・61 ページですが、費用負担と禁止事項の整理として、モバイルデータ通信費の負担区分を明確にするとともに、許可のないアプリケーションのインストールを禁止事項として追加して、セキュリティを強化します。さらに、返還手続きの簡素化の観点から、返還時に義務付けていた「データの削除等の原状回復」規定を削除し、学校現場や児童生徒の負担を軽減します。 最後になりますが、表記の適正化では、「附属品」からタッチペンを除外する規定や、権限を「教育長」から「教育委員会」へ整理するなどの文言修正を行っています。この要綱につきましては、施行時期を公表の日から施行し、令和 7 年 9 月 1 日に遡って適用します。説明は以上です。ご審議いただき承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	この施行によって何が一番危ないというか気を付けなければならないところですか。
委員	どういう危険を回避するための改正かということですか。
委員	例えば、モバイルルーターというものを持ち帰って、気を付けなければいけないところなど。
事務局	今、20 ギガの環境で小中学校の児童生徒は通信データを使ってもらっていると思いますが、それがいっぱいになってしまっていて使えない、遅くなるという状態のときに、家庭にネット環境がなければモバイルルーターを貸出して学習するというもので、原則利用しやすいような整備も今回含めている内容です。
委員	
教育長	(挙手)
事務局	委員。
委員	今、何件かモバイルルーターを貸出しているところがありますか。

事務局	モバイルルーターの貸出はありません。
委員	みんな 20 ギガ以内か、各自家に Wi-Fi 環境が整っているということですか。
事務局	20 ギガもありますが学校には Wi-Fi があるので、それも使っています。20 ギガを超えて利用しているというケースは今のところありません。
委員	モバイルルーターも貸出している生徒はいないということですか。
事務局	はい。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	私たちが危惧していたのは、ルーターが目的外に使用されるということがないのか心配していました。
事務局	実態はわかりませんが、今のところそういった事象は聞こえてきていません。
教育長	20 ギガを超えた場合しか貸出しはしないですね。そのあたりはなぜ超えたかということも含めてしっかりチェックが入ると思います。
事務局	何を閲覧しているのか全て把握できるわけではないですが、この時間帯に見ているなというデータはあり、中学生になると深夜に見ている割合が多くなっています。
教育長	そういった懸念もあるということで意見として聞いておいてください。他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 14 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 14 号は可決されました。
日程第 15	議案第 15 号 志摩市教育委員会教育長事務専決規程の一部改正について

教育長	日程第 15、議案第 15 号 志摩市教育委員会教育長事務専決規程の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 15 号、志摩市教育委員会教育長事務専決規程の一部改正についてご説明させていただきます。資料は 62 ページからとなります。資料 64 ページの新旧対照表をご覧ください。改正の理由は、規程の名称が「志摩市教育委員会教育長事務専決規程」であるのにもかかわらず、本文中に代理執行と専決が混在している状態ですので「専決」に統一し、引用規則の略称についても、整合性を図る改正を行うものです。また、今回同時に改正する志摩市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正等に伴い、第 1 条第 1 号内の役職名を変更する改正を行うものです。要点は、規則第 1 条、第 2 条、第 3 条の「代理執行」を「専決」に改めます。第 1 条第 1 号内のうち、教育長を削除し、参事を加えます。第 3 条の「委任規則各号」を「委任規則第 2 条各号」に、「同規則」を「委任規則」に改めるものでございます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 15 号について承認される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 15 号は可決されました。
日程第 16	議案第 16 号 志摩市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
教育長	日程第 16、議案第 16 号 志摩市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 16 号 志摩市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、ご説明いたします。資料は 65 ページからとなります。資料 67 ページ、新旧対照表をご覧ください。改正の理由は、寄附採納事務取扱要綱を市長部局で制定することに伴い、寄附の受入れに係る専決事項について志摩市事務決裁規程への一元化を図るとともに、行政処分に関する専決事項の整理統合を行う等、所要の改正を図るものです。改正の要点は、別表の 2 部長の専決事項中、寄附に関する専決事項である、(3) 寄附の受入れの決定(物品)と、(6) 寄附の受入れの決定(工作物及び樹木)を志摩

	市事務決裁規程への一元化するため、また(5)学校敷地の一部使用許可を(庶務に関する事項)の(5)軽易な許可、認可、承認、取消し等の行政処分に統合させるため、(3)(5)(6)を削除します。結果として(3)(4)(5)(6)を(3)に改めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第16号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第16号は可決されました。
日程第17	議案第17号 学校施設等使用規程の廃止について
教育長	日程第17、議案第17号 学校施設等使用規程の廃止についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第17号、学校施設等使用規程の廃止について説明させていただきます。資料は、68ページから69ページとなります。学校施設等使用規程の廃止につきましては、先ほど議案第7号で説明させていただきましたとおりとなっております。施行日は令和8年4月1日です。説明は以上となります。
教育長	質疑はございますか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、議案第17号について承認される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第17号は可決されました。
日程第18	議案第18号 令和7年度3月補正予算(案)について

教育長	日程第 18、議案第 18 号 令和 7 年度 3 月補正予算（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。質疑は各課説明後、一括して行いますのでご了解ください。 事務局。
事務局	教育総務課分の補正予算（案）についてご説明させていただきます。資料は 70 ページからでございます。71 ページの表歳入予算ですが、小学校費補助金として学校施設環境改善交付金 20,636 千円の増額補正でございます。内容は、大王小学校大規模改造事業と神明小学校体育館の照明設備 LED 化事業の実施に伴うものです。次に、中学校費補助金として学校施設環境改善交付金の 28,898 千円の増額補正でございます。内容は、文岡中学校体育館の照明設備 LED 化事業と文岡中学校グラウンド改修事業の実施に伴うものです。次に、進学応援基金繰入金 7,670 千円の減額補正でございます。当初見込みであった給付対象者、大学等 61 人、高校等 50 人に対して、大学等 20 人、高校等 31 人の実績であったための減額です。 続きまして、歳出予算に移ります。歳出は資料 73 ページからです。通学専用バス運行費助成事業の通学専用バス運行費助成金 280 千円の減額補正です。内容は、三重交通のバスの減便に伴う減額です。 次に進学応援金給付事業の進学応援金 7,670 千円の減額補正です。これは先ほど説明しました、歳入予算の基金繰入金の減額と同様の理由によるものです。 次に小学校総務一般経費の過年度分公立学校施設整備費負担金返還金 4,766 千円の増額補正です。内容は、国の補助金である公立学校施設整備費負担金を活用して建設した東海小学校において、放課後児童クラブの拡張により校舎内の一部を転用する必要があり、財産処分に伴う返還金が必要となったためのものです。 次に小学校照明設備 LED 化事業で 17,837 千円の増額補正です。内容は設計業務を営繕課直営で行ったことになったことと保安協会の既設の電気配線がそのまま使用可能かどうかチェックをしていただくための委託料 2,783 千円の減額と LED 化工事費 20,620 千円の増額で差引き 17,837 千円の増額補正となります。 続きまして、大王小学校大規模改造事業で 149,781 千円の増額補正です。内容は、実施設計業務委託料の契約実績による 546 千円の減額、単価入替業務委託料 124 千円の増額、工事管理業務委託料の 2,655 千円の増額、大規模改造工事費 147,548 千円の増額で差引き 149,781 千円の増額補正となっております。 次に、中学校照明設備 LED 化事業でございます。27,242 千円の増額補正です。内容は、小学校と同様に設計業務を営繕課直営で行ったことによる委託料 1,776 千円の減額と LED 化工事費 29,018 千円の増額で差引き 27,242 千円の増額補正となります。 最後に、文岡中学校グラウンド改修事業で 159,213 千円の増額補正です。内容は、測量調査業務委託料の契約実績による 625 千円の減額と実施設計業務委託料の契約実績による 1,092 千円の減額、グラウンド改修工事費 160,930 千円の増額で差引き 159,213 千円の増額補正となります。なお、こちらの補正予算に計上しました小学校・中学校の照明設備 LED 化事業、大王小学校大規模改造事業、文岡中学校

	グラウンド改修事業につきましては、令和8年度事業として当初予算に計上する予定でしたが、国の補助金申請等の関係で令和7年度予算に前倒しして、予算を確保したうえで令和8年度に繰り越して事業を実施するものでございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	事務局。
事務局	学校給食センターです。歳入につきましては補正はございません。歳出の補正になります。資料は74ページになります。学校給食センター管理運営費で生産者交流会の報酬が不要となったため、講師謝礼20千円を減額させていただいております。給食調理等業務委託料につきましては入札先により、3,168千円を減額させていただきました。 続きまして、学校給食センター照明設備LED化事業につきましては、こちらも入札先によりまして実施設計業務委託料230千円を減額させていただきました。説明は以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。まず、歳入の部につきまして説明させていただきます。小学校費補助金につきまして126千円の減額となります。当初の見込みより認定児童が少なかったためとなります。中学校費補助金につきましては229千円の減額となります。こちらにつきましても小学校と同じで当初の見込みより認定生徒が少なかったためとなっております。教育総務費補助金としまして1,426千円の減額となっております。こちらにつきましては地方スポーツ振興費補助金336千円、みえ子ども・子育て応援総合補助金が1,200千円見込みの減による減額、情報機器整備事業補助金が110千円増額となっております。教育費雑費といたしまして50千円の減額となっております。これは海外派遣事業個人負担金対象者が9名となったためとなります。歳入の部の学校教育課の合計といたしましては、1,831千円となっております。 続きまして、歳出の部です。学校教育課はたくさんありますので代表的なものを説明させていただきます。74ページからです。まず、1番スクールバス運行管理費につきましては1,100千円の減額となっております。これは支払い実績の見込まれる所要額に基づく減額となります。教育指導一般経費につきましては7,343千円の減額となっております。この辺りはまず、いじめ問題専門委員会委員の報酬、Pad導入に伴うルータの入札先の減額、通信運搬費。それからソフトの保守等、GIGAスクールに関わって減額がたくさんございました。4番の子ども居場所づくりににつきましては692千円の減額となっております。これは子ども居場所づくりとしまして行っていました未来教室等開催場所の減により利用実績が減少したためです。 続きまして75ページをご覧ください。6番学校ICT環境整備事業につきまして

	は 9,024 千円の減額となっております。大きな部分としましては、これまで使っていたタブレットの廃棄処分料を見込んでいたところ費用をかけずに回収可能となったということで 6,449 千円減額となっております。7 番の小学校学事一般経費につきましては 7,480 千円の減額です。大きな部分としましては、光熱水費が 7,300 千円の減額ですが、当初スポットクーラーを設置することによって電気代がたくさんかかると予想されていましたが、思っていたより少なかったことと、電気代の基本料金が安くなったため、このような金額が出てきております。 続いて 9 番目の小学校就学援助費交付金につきましては 2,455 千円の減額となっております。 続いて 76 ページです。11 番小学校修学旅行費支援事業につきましては、対象人数確定のため 327 千円の減額となっております。14 番ですが中学校学事一般経費 6,283 千円の減額です。こちらも小学校と同じように光熱水費が 6,000 千円の減額と、見込まれる金額よりも少なかったため減額となっています。続いて 15 番中学校校外活動等支援事業につきましては 5,586 千円の減額となっております。主に選手の派遣補助金ですが、勝ち上がりが今回少なかったことや、合同チーム編成によるバス借上代金等が不要となったため 5,250 千円の減額です。 続いて 77 ページをご覧ください。16 番中学校就学援助費交付事業につきましては、小学校と同じ理由で 6,315 千円減額となっております。中学生海外派遣事業につきましては、1,413 千円の減額。これにつきましては事業完了に伴う実績減のためとなっております。18 番の学校修学旅行費支援事業につきましては 568 千円。これも修学旅行の 35 千円の補助になっておりますが対象人数確定のため減額となっております。主なものとしましては以上となります。学校教育課としましては 53,413 千円の減額になります。説明は以上となります。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。よろしくお願いいたします。資料は 72 ページをご覧ください。歳入につきまして、教育費国庫補助金及び教育費県補助金の民俗文化財伝承・活用等事業費補助金について安乗人形芝居舞台改修事業の実績に伴い補助金 2,479 千円補助金 347 千円の減額となっております。次に雑入ですが、B&G 財団地域海洋センター修繕助成金につきまして、浜島 B&G 海洋センター改修に伴います契約額が確定したことから 1,600 千円減額となっております。 次に歳出につきまして 78 ページからとなります。社会教育総務費としまして女性の会補助金の実績により 120 千円の減額、次に阿児アリーナ施設管理費、冷温水発生機清掃業務委託料ですが、検査の結果レジオネラ菌不検出により洗浄不要のため全額の減となっております。次に阿児アリーナ改修事業ですが、駐車場等整備工事の実績により 337 千円の減額。次に図書館管理運営費ですが消防設備保守点検等委託料及び空調設備保守点検委託料として、実績によりそれぞれ 134 千円と 631 千円の減額。次に地域スポーツ推進事業ですが、スポーツ施設等 DX 推進事業委託料及びからだカルテアプリ使用料につきまして、契約実績によりまして 1,946

	千円の減額。次に磯部ふれあい公園管理運営費ですが、備品購入費としまして耐熱防火クッション購入による実績によりまして 118 千円の減額。次に長沢多目的広場管理運営費ですが、備品購入費としまして乗用草刈り機購入による実績により 538 千円の減額。次に長沢野球場整備事業ですが、実施設計業務委託料につきまして庁内部局において設計を実施したことにより全額を減額。 79 ページをご覧ください。浜島海洋センター管理運営費ですが備品購入費として券売機購入による実績による 360 千円の減額。次に浜島海洋センター改修事業ですが、単価入替業務委託料につきまして庁内部局において実施したことにより 349 千円減額。次に志摩海洋センター管理運営費ですが備品購入費としてプールコースロープ及び空調設備購入による実績により 546 千円の減額。最後に志摩海洋センター改修事業ですが、工事監理業務委託料につきまして庁内部局において対応したことから全額の減額となっております。以上でございます。
教育長	事務局。
事務局	こども家庭課の令和 7 年度 3 月補正予算についてご説明させていただきます。資料は 72 ページをご覧ください。まず歳入についてですが、食費徴収金(幼稚園分)につきまして、当初の利用見込みに対し実績が下回ったことにより 80 千円を減額します。 続きまして資料の 79 ページをご覧ください。歳出の補正になりますが、幼稚園管理運営費の光熱水費につきまして、当初予算額に対し電気代の実績値が入札により安くなったため、800 千円を減額します。以上で説明を終了します。
教育長	以上で各課からの補正予算に関わる案の説明がありました。どこからでも結構ですが質疑があればお願いします。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	大王小学校の大規模改造は何をするのでしょうか。
事務局	和式のトイレを洋式に変え、バリアフリーのトイレを新設します。そして床面を削ってきれいにし、上に設置されているバスケットコートが危ないので撤去して、新たにコートを入れます。他に外壁のひび割れているところを修理したり、そういった色々な項目がありますが、それをまとめて大規模改装工事ということで発注します。
委員	体育館ですか。大王小学校は新しいのになぜだろうと思いました。

事務局	屋内運動場。体育館です。
委員	体育館のトイレとかということですね。
事務局	そうです。
委員	ありがとうございます。
事務局	他いかがでしょうか。
委員	(質疑なし)
教育長	それでは、質疑はないようですので採決に移ります。議案第 18 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 18 号は可決されました。
日程第 19	議案第 19 号 令和 8 年度当初予算（案）について
教育長	日程第 19、議案第 19 号 令和 8 年度当初予算（案）についてを議題とします。これも同じように各課からの説明をしてもらいますのでよろしくお願いいたします。 事務局。
事務局	令和 8 年度の当初予算案、教育総務課分について主なものを説明させていただきます。資料は議案 19 号資料と記載された令和 8 年度当初予算事業一覧表をご覧ください。一番左の 448 番から説明させていただきます。スクールバス等整備事業 10,229 千円でございます。事業の概要は令和 9 年度に浜島中学校と文岡中学校が統合するにあたりまして、浜島町地区の生徒の通学手段を確保するため、浜島小学校で使用している大型 41 人乗バスを中学校に転用し、浜島小学校へ中型バスを新規購入するものです。それに伴いますスクールバスの発着場を阿児アリーナ第 2 駐車場に整備するものでございます。 次に 461 番、小学校総務一般経費。予算額が 9,057 千円でございます。前年度比 6,388 千円の増額となっておりますが、この内容につきましては備品購入費として鵜方小学校に 1 年生から 3 年生のランドセルロッカーを製作して教室前の多目的スペースに整備するものでございます。続いて 467 番、小学校備品購入経費。予算額が 4,625 千円でございます。前年度比は 1,238 千円の減額となっておりますが、例年どおり学校から要望のあった備品と図書購入に加え、令和 7 年度大王小学校

	に設置したものと同様のジャングルジムを志摩小学校に設置するための費用です。 続いて 480 番、中学校再編経費 1,000 千円です。浜島町中学校と文岡中学校の統合にかかる浜島中学校の閉校記念事業に補助金を交付するものです。事業の内容については、閉校記念事業の実行員会で協議・決定していくものでございます。続いて 491 番、大王中学校屋内運動場改修事業 3,310 千円です。概要は大王中学校屋内運動場の天井板の改修と照明設備の改修を実施していくため、令和 8 年度に実施設計業務を委託するための委託料でございます。以上で主なものを説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長	事務局。
事務局	学校給食センターにつきましては、資料の一番下の 549 番、学校給食センター管理運営費についてご説明させていただきます。学校給食センター管理運営費ですが、令和 8 年度の当初予算額 323,885 千円につきましては、対前年度比 6,007 千円の減額とさせていただいております。主な減額の要因といたしましては、令和 7 年度に特別に予算をお認めいただいていた「豊かな海づくり大会」記念給食にかかるまかない材料費の減額と児童生徒の減少による、まかない材料費の減額となります。令和 8 年度につきましても引き続き保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図るため給食費の無償化を実施していきます。 学校給食センター管理運営費の財源につきましては、令和 8 年度に新たに創出される予定の給食費負担軽減補助金やふるさと応援基金からの繰入金、値上げした給食徴収金を充当しております。説明は以上となります新たな部分としましては 79,336 千円が県補助金として入ってくる予定となっております。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。学校教育課もたくさんありますので、代表的なものを説明させていただきます。まず、442 番スクールバス運行管理事業費です。95,373 千円で、昨年度に比べますと人件費等により 6,945 千円増加しています。続きまして 451 番、学校司書配置事業につきましては 18,660 千円になっています。子どもの居場所づくり事業につきましては 1,704 千円、453 番の外国語指導助手派遣事業としまして ALT に関わって 26,433 千円となっております。 462 番、小学校学事一般経費につきましては 46,581 千円。こちらにつきましては昨年度に比べて 4,790 千円減額となっております。464 番、小学校介助員等配置事業ということで 148,795 千円。小学校につきましては介助員 30 人、学習支援員 11 人となっております。続きまして 471 番、小学生泳力向上事業としまして 5,275 千円。こちらにつきましても人件費の高騰によりまして 803 千円の増額となります。小学校修学旅行費支援事業としましては 4,320 千円となっております。 479 番、中学校介助員等配置事業としましては 68,713 千円。中学校につきましては

	は、介助員 13 名、学習支援員 6 名の配置を考えています。487 番、中学生海外派遣事業につきましては 10,159 千円。夏休みに昨年と同じく中学生 10 名の海外派遣を考えています。488 番、中学校修学旅行費支援事業としましては 10,745 千円です。中学生一人当たり 35 千円の予定で計上いたします。代表的なものは以上となります。
教育長	事務局。
事務局	よろしく申し上げます。資料前後しますが、455 番から順番に説明させていただきます。455 の学力向上推進事業は予算額 1,050 千円となっております。これは主に教職員を対象とした各種研修の実施にかかる予算です。続きまして 456 番、学校 ICT 管理経費としまして予算額 124,041 千円となります。これまで学校教育課で計上していた ICT 予算を運用の効率化を図るため全体予算に集約しております。令和 8 年度は、教育 DX の推進として、次世代型校務支援システムを導入し、小中一貫のクラウド環境を構築する予定であります。また、中学校にデジタル採点システムも導入し、採点から分析までを自動化することで事務負担を軽減していく予定としております。 457 番、会計年度任用職員給与。予算額 13,947 千円となっておりますが、「志摩ふれあい教室」の分室を新たに設置するため、教育相談員を 1 名増員して、教育相談員計 5 名と一般事務補助員 1 名で 6 名の体制で、不登校児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援を継続していきたいと考えております。 次 458 番、総合教育センター一般経費ですが、予算額 6,197 千円。前年度比で大幅な減額となっておりますが、先ほど説明いたしました ICT 関連予算を 456 へ整理・移行したことと、来年度は教科書改訂がないことで大幅な減額となっております。また新規事業として民間事業者と連携して「不登校児童生徒支援」の事業を開始する予定でここに予算を計上しております。最後に 459 番、総合教育センター管理運営費が予算額 5,514 千円。これはセンター施設の維持・管理に関する経費です。説明は以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課分につきまして、大きく増減があったところについてご説明申し上げます。資料は 6 ページをお願いします。503 番、文化財保護一般経費ですが、海女振興協議会負担金を水産課において計上することとなりましたため、減額となっております。続いて 504 番、遺跡発掘調査等事業ですが、これにつきましては塚穴古墳（泊古墳）におけます、出土遺物の実測図作成業務を委託するため増額となっております。506 番、安乗人形芝居舞台改修事業ですが、令和 7 年度に引き続き改修事業を行い、令和 8 年度分の必要工事費について計上しておりますが、全体として減額となっております。 7 ページをお願いします。510 番、阿児アリーナ管理運営費ですが、「全国豊かな

	海づくり大会」開催に伴います施設修繕料の分が大きく減額となりましたので令和 8 年度の減額となります。次に 518 番の陶芸館管理運営費ですが、主に阿児陶芸館の修繕ということで LED 化、空調、トイレ等の修繕となっております。8 ページをお願いします。ナンバー522、図書館情報システム機器更新事業ですが、セキュリティの強化、安定性確保のため、市立図書館と市内 4 図書室の図書管理システムを更新するとともに、市内小中学校図書館とシステムを連携し図書資料の一元化を行ってまいります。523 番、歴史民俗資料館管理運営費ですが、迫塩収蔵庫に収蔵する貴重な文化財資料を適正に保管するため、暗幕の購入及び換気扇の設置を行います。 9 ページをお願いします。531 番、地域スポーツ推進事業ですが、学校体育館及び社会体育館に現在運用していますオンライン施設予約システムと連動したスマートロックシステムを導入します。システムの導入により、各支所や阿児アリーナなど、窓口での施設の鍵の受け渡し返却手続き不要となり、直接利用施設で鍵の開閉ができるようになります。窓口手続きにより生じていた利用者の物理的、心理的な負担が軽減、解消されると考えております。 532 番のスポーツ振興補助金ですが、令和 8 年 10 月に全日本シニアソフトボール大会が、令和 9 年 3 月に全国高等学校ボクシング選抜大会が開催されるため、大会への補助を行います。 536 番、磯部ふれあい公園管理運営費ですが、令和 7 年度まで市が負担しておりました電気料金を指定管理料に含めたことによる増額となっております。538 番、長沢多目的広場管理運営費ですが、備品購入費の部分がなくなったため減額となっております。541 番、長沢野球場整備事業ですが、内野グラウンドの補修及び外野芝生の不陸整正を行って施設の安全性向上を図ってまいります。10 ページをお願いします。545 番、浜島海洋センター管理運営費ですが備品購入分の減額となっております。最後に 546 番、志摩海洋センター管理運営費ですが、こちらも備品購入分がありませんので減額となっております。主なものについての説明は以上です。
教育長	事務局。
事務局	こども家庭課の令和 8 年度当初予算案についてご説明させていただきます。資料は 5 ページになります。493 番、幼稚園一般経費につきましては感染症対策用消耗品費及び災害用備蓄消耗品費を幼稚園管理運営費から幼稚園一般経費に移動したことが主な要因となり、令和 7 年度と比較しまして 208 千円の増額となり、全体として 8,936 千円を計上しております。 続きまして、494 番、幼稚園管理運営費につきましては、主な要因としましては今年度予算計上していましたが浄化槽制御盤改修工事費が終了したことによる減額と、先ほどの感染症対策用消耗品費及び災害用備蓄消耗品費を幼稚園一般経費に計上したことにより、令和 7 年度と比較して 1,982 千円を減額し、全体として 4,694 千円を計上しております。最後に 495 番の幼稚園災害共済事業につきましては、対象となる園児数が令和 7 年度と同数程度になる見込みにより、188 千円を計上し

	ています。以上で説明を終了いたします。
教育長	以上で全ての課からの説明がありましたが、令和８年度当初予算案について何か質疑があればお願いします。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 19 号について承認される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 19 号は可決されました。
日程第 20	議案第 20 号 令和 8 年度県費負担教職員（管理職）の人事異動内申について
教育長	日程第 20、議案第 20 号 令和 8 年度県費負担教職員（管理職）の人事異動内申についてを議題とします。本案については人事案件のため非公開としますが賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	ありがとうございます。挙手全員です。よって非公開とすることに決定いたしました。
	(非公開)
教育長	それでは採決に移ります。議案第 20 号について承認される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 20 号は可決されました。
日程第 21	報告第 5 号 志摩市通学路安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について
教育長	日程第 21、報告第 5 号 志摩市通学路安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。

事務局	報告第 5 号、志摩市通学路安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について説明させていただきます。資料は 82 ページから 88 ページになります。通学路交通安全プログラムにつきましては、市内を 3 つのエリアに分けて年度ごとに重点エリアを定め、通学路点検、整備をしております。令和 7 年度の重点エリアは 87 ページから 88 ページまでの大王、志摩地区となっています。1 番の県道波切港線におきまして、バス停の移動等の要望がありましたが、そのあたりにつきまして三重交通に移動の検討と修繕を依頼しているところです。 対策済みというところにおきましては学校近くの甲子橋に腐食があるということで、点検、修繕工事を実施しています。サンパールから、やなぎだ衣料品店前の Y 字路ですが、ストップマーク等を設置するような対策を行っております。随時対応という形が多いところは、見守り等によって事故が起これないようにしていけることです。以上安全対策としまして、次年度以降も引き続き学校や保護者と地域で児童生徒の交通安全を見守り続けていく必要があります。説明は以上となります。
教育長	説明がありましたが、質疑ございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 5 号は承認されました。
日程第 22	報告第 6 号 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
教育長	日程第 22、報告第 6 号 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 6 号、令和 7 年度、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告させていただきます。この調査は、令和 7 年 4 月から 7 月にかけて実施しました。対象学年につきましては、小学 5 年生と中学校 2 年生で、全校が調査に参加しております。資料は 90～99 ページです。まず 90～93 ページの実技テストの結果ですが、志摩市の体力合計点は、小学校では男女ともに全国平均をわずかに下回りました。中学校におきましては、男子が全国平均を上回った一方、女子は下回る結果となっております。 90・92 ページの種目別の特徴を見ますと、小中学校ともに「握力」や「反復横とび」が全国を上回っております。基礎的な体幹の力が備わっているという分析をしております。一方で課題は「50m 走」等の走る種目です。特に中学 2 年女子につきましては、全国平均との差が顕著に出ており、運動量の確保が必要と感じております。 続きまして、資料 93～96 ページになります。児童生徒の意識や生活習慣についてです。93 ページの体育の授業についてですが、小学校で「授業が楽しい」とする

	回答が全国を上回っています。また 94 ページの中学校においては「運動やスポーツをすることが好き」とする回答が全国を上回っています。しかしながら、体力向上をはばむ生活習慣には小中ともに課題が見られ、95～96 ページに記載がございました。総運動時間が不足しており、体育以外の運動時間が、依然として全国平均を下回っています。また、朝食の欠食についても、毎日食べる割合が全国より低く、特に中学 2 年男子では約 1 割に欠食の傾向が見られます。また、スクリーンタイムも長時間化しており、1 日 5 時間以上の視聴割合が全国より高く、特に中学 2 年女子では約 27%に達しております。このことから生活リズムの乱れが懸念されると分析しました。 99 ページに記載があるように、これらの分析から、今後は中学校での ICT 活用等の成果を活かし、自ら目標を持ち、仲間と教え合える授業を推進し充実を図ります。また、家庭や地域と連携をして、朝食摂取やスクリーンタイム改善に向け、学校と家庭が足並みを揃えて啓発活動を行います。併せて、部活動の地域移行を見据え、主体的にスポーツを楽しめる環境を整えていきたいと考えています。本調査の結果をふまえて、子どもたちの生涯にわたる健康づくりの施策にしっかりと反映させていきたいと思っています。以上、報告とさせていただきます。
教育長	説明がありましたが、質疑ございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 6 号は承認されました。
日程第 23	報告第 7 号 「志摩半島の生産用具 附 真珠養殖関連資料」の国指定について
教育長	日程第 23、報告第 7 号「志摩半島の生産用具 附 真珠養殖関連資料」の国指定についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。
事務局	事務局。 報告第 7 号「志摩半島の生産用具 附 真珠養殖関連資料」の国指定についてをご説明いたします。資料は 100 ページからとなります。101 ページをご覧ください。国の文化審議会は、令和 8 年 1 月 23 日金曜日開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財の指定等について、文部科学大臣に答申しました。そのうち、志摩市の所有する志摩半島の生産用具附真珠養殖関連資料について、指定の答申が行われました。指定の答申が行われたものとしては、「志摩半島の生産用具附真珠養殖関連資料」3,019 点で、内訳としまして生産用具 2,892 点、附 127 点です。参考としまして、今回の国指定となる予定のため、三重県内の重要有形民俗文化財は、鳥羽市の「伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁撈用具」に次いで 2 件目となり、志摩市では初の指定となる予定です。生産用具等の概要につきましては 102 ページ以降を参照いただきたいと思います。説明は以上です。

教育長	説明がありましたが、質疑ございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第7号は承認されました。
日程第24	その他協議・報告案件について
教育長	日程第24 その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告の後、一括して行いますのでご了解ください。 事務局。
事務局	教育総務課から連絡させていただきます。資料は3月24日となっておりますが、3月23日の月曜日午後3時から第3回の定例教育委員会を開催させていただきたいと思いますので資料の修正をお願いしたいと思います。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。3月6日に志摩市の中学校の卒業式。3月13日金曜日が志摩市内小学校の卒業式。そして3月19日木曜日につきましては鵜方幼稚園の卒園式となります。よろしくお願いします。
教育長	事務局。
事務局	2月から3月にかけて適宜 Google Workspace に係る研修を市内各小中学校で開催します。以上です。
教育長	事務局。
事務局	まず、2月に開催されました「美し国駅伝」の関係で、壮行会ご出席や応援本当にありがとうございました。無事、市の部9位ということで終了させていただきました。ありがとうございました。 2月の予定ということで、2月23日、祝日ですがサッカー協会のイベントとなりますがサッカー教室形式の指導者講習ということで、元日本代表の「風間八宏氏講習会」が開催されます。場所は阿児アリーナです。2月27日ですが「あすチャレ！スクール」ということで、2月9日が雪で延期になりましたので、2月27日に大王中学校で車いすバスケットボールの関係で開催します。 3月8日ですが、志摩市浜島 B&G 海洋センターアリーナリニューアル式典ということで、今回、吊り天井の撤去、LEDの照明を設置ということで、浜島海洋センタ

	一のアリーナがリニューアルしましたので、リニューアル式典を開催いたします。 3月22日は大人のための朗読ライブを市立図書館で開催。3月23日は令和7年度の志摩市スポーツ協会表彰式がございます。以上でございます。
教育長	各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を求めます。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので次へ進めます。 ②のその他について全体を通して何か報告はありますか。
事務局	(挙手)
事務局	教育総務課からです。資料が110ページと111ページとなります。令和8年度の志摩市教育員会定例会の日程及び事前学習会の予定表をつけさせていただいていますので、ご確認のうえご予定をよろしく願いいたします。また、現時点での予定でございますので場所等変更となる場合がありますので、その都度ご連絡させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、協議・報告案件についてを閉じたいと思います。 以上で本日予定しておりました日程はすべて終了しましたので、次回定例教育委員会は令和8年3月23日午後3時から405号会議室で行います。 以上で令和8年第2回定例教育委員会を閉会します。 本日の会議を記録し、署名する。 教 育 長 委 員